

64歳以下*で基礎疾患のある人へ ワクチン接種券の優先送付を行います

*昭和32年4月2日以降に
生まれた人

国が定める基礎疾患の項目に該当する人に、ワクチン接種券を優先的に発送します。
直方市で該当すると確認できる人については、申請不要で7月上旬に接種券を発送します。
届かない場合は、直方市新型コロナワクチンコールセンターに問い合わせてください。
基礎疾患の項目に該当し、早期に接種を希望する人は、申請を行ってください。申請のあった人には、7月上旬以降、接種券を発送します。接種券が届きましたら、案内に沿って接種の予約を行ってください。

申請不要

次のいずれかに該当する人は、市が把握しているため、申請不要です。
⑦「呼吸器」「心臓」「腎臓」「肝臓」の身体障害者手帳の所持者
①療育手帳の所持者 ②精神障害者保健福祉手帳の所持者
③自立支援医療（精神通院医療）受給者証を所持し「重度かつ継続」の該当者

早期接種を希望なら申請が必要

④以下の病気や状態の人で、通院・入院している人
①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病（高血圧を含む） ③慢性の腎臓病 ④慢性の肝臓病（肝硬変など） ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く） ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む） ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ⑪染色体異常 ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ⑬睡眠時無呼吸症候群 ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している）
⑥基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方
BMI＝体重（キログラム）÷身長（メートル）÷身長（メートル）

申請方法 現在、WEB（インターネット）または電話による申請を受け付けています。

WEB ▶ 直方市オンライン申請から案内に沿って申請をしてください。
<https://ttzk.graffer.jp/city-nogata/smart-apply/apply-procedure-alias/kisoshikkantouroku>



電話 ▶ 直方市新型コロナワクチンコールセンターへ電話をかけて、①氏名 ②住所
③生年月日 ④基礎疾患の内容 ⑤日中の連絡先を伝えてください。

※接種券の発送は、申請の先着順ではありません。あわてずに申請してください。

優先送付以外の64歳以下の人への接種券の発送

64 歳以下の対象者へ、7 月中旬に一斉に発送を予定しています。

接種券が届いても、集団接種会場や医療機関での接種予約は**すぐには出来ません**。

予約開始時期は年代等により異なります。予約開始時期がきましたら対象者に案内書を送付します。

問い合わせ

優先送付の申請、接種の時期や会場、
接種券などについて聞きたい場合

●直方市新型コロナワクチンコールセンター
TEL 0570-028889（通話料は発信者負担）
FAX 0949-25-1160
（午前 9 時～午後 7 時、月～金※祝日は除く）

接種後の副反応など医学的知見が
必要な相談をしたい場合

●福岡県新型コロナワクチン専用ダイヤル
TEL 0570-072972（通話料は発信者負担）
（24 時間、土日・祝日も実施）

その他、新型コロナワクチンについて
聞きたい場合

●厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
TEL 0120-761770
（午前 9 時～午後 9 時、土日・祝日も実施）

市税・保険料等のお支払いを、**減免**等します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなどの状況が生じた際は、市税や保険料等のお支払いについて、減免等を受けることができる場合があります。

国民健康保険税

減免

対象 次のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者※が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者※の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯
 - ・事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の3割以上であること
 - ・前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※主たる生計維持者とは、原則、世帯主になります。

減免額

対象①に該当する世帯…全額を免除

対象②に該当する世帯…一部を減免（減免額は、所得金額等によって異なります。詳しくはお問い合わせください）

対象保険税

令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているもの。

なお、令和2年度相当分の保険税であっても、令和3年3月に国民健康保険の加入手続きをしたこと等により、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合も対象となります。

※令和3年度の保険税の減免は、納税通知書発送（7月中旬）後に申請できます。

必要なもの

対象①に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、医師の診断書など
対象②に該当する世帯…国民健康保険税減免申請書（年度毎に1枚）、令和2・3年の収入状況（月毎）が確認できるもの（確定申告書、帳簿、給与明細書など）、事業等を廃止した場合はその事実が確認できるもの

<申請・問い合わせ>税務課市民税保険税係 (TEL 25-2141) (FAX 25-2119)



6月21日、大塚市長は県庁を訪問し、県独自の優先接種を実施するためのワクチン広域接種会場について、直方市に設置していただくよう知事に要望しました。

対象は、ワクチン接種の対象外となっている子どもに業務上接触する機会が多い保育士・教職員、クラスターが発生した場合の影響が大きい福祉施設の職員、不特定多数の人との接触が不可欠な業務に従事する人などが優先されます。